

十六 旧第 46 条（経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却）関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 46 条（経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却）関係</u>
(廃 止)	<u>第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準</u>
(廃 止)	<u>（総収入金額及び計画対象事業収入金額）</u>
	<p><u>46(1)－1 措置法令第 29 条第 1 項第 1 号に定める基準（以下「収入金額基準」という。）の判定の基礎となる同号の計画対象事業（以下「計画対象事業」という。）に係る収入金額（以下「計画対象事業収入金額」という。）は、同号に定める承認を受けている期間内における計画対象事業収入金額に限られるのであるから、例えば、事業年度の中途においてその承認があった場合には、当該承認のあった日以後の期間内における計画対象事業収入金額に限られることに留意する。</u></p> <p><u>なお、同号の総収入金額についても同様とする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>（総収入金額）</u></p> <p><u>46(1)－2 法人の収入金額基準の判定の基礎となる各事業年度の総収入金額（以下「総収入金額」という。）とは、この通達において特別の定めのあるものを除くほか、当該事業年度において益金の額に算入されるべき収入金額（固定資産、有価証券又は山林の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除く。）の合計額をいうものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>（内部取引等による益金の額の総収入金額からの除外）</u></p> <p><u>46(1)－3 収入金額基準を判定する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>取崩しによる益金算入額、措置法第 65 条の 7 第 4 項又は第 12 項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額及び法第 48 条等の規定による特別勘定の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。</u></p> <p><u>(固定資産又は山林の譲渡に係る収入金額)</u></p> <p><u>46(1)－4 総収入金額及び計画対象事業収入金額から控除することとなる固定資産又は山林の譲渡に係る収入金額には、例えば、次に掲げる収入金額又は価額も含まれるものとする。</u></p> <p><u>(1) 法第 50 条に規定する交換取得資産の価額(交換取得資産とともに取得した交換差金等の金額を含む。)、措置法第 64 条若しくは第 65 条に規定する補償金若しくは清算金(収用等の対価たるものに限る。)の金額若しくは交換取得資産の価額又は措置法第 65 条の 9 の規定により時価により譲渡したものとみなされる交換譲渡資産の価額</u></p> <p><u>(2) 棚卸資産に係る損害保険金の額、経費補助のために交付される国庫補助金等の額並びに収用等の場合の収益補償金及び経費補償金の額は、総収入金額に含まれ、また、それらが計画対象事業に係るものであるときは計画対象事業収入金額にも含まれる。</u></p> <p><u>(3) 借地権の譲渡対価の金額及び令第 138 条第 1 項に規定する場合に該当する借地権の設定等に伴って收受する権利金等の金額</u></p> <p><u>(計画対象事業収入金額の範囲)</u></p> <p><u>46(1)－5 計画対象事業収入金額とは、各事業年度の総収入金額のうち、計画対象事業の遂行に伴って生ずる収入金額(当該事業に係る製品等の売上代金、加工賃、副産物、くず等の売却代金等)をいい、次に掲げるような収入金額は、</u></p>
<p>(廃 止)</p>	

改 正 後	改 正 前
	<p><u>総収入金額には含まれるが、計画対象事業収入金額には含まれないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>受取利子割引料の額</u></p> <p>(2) <u>不動産の賃貸料、権利金（46(1)－4の(2)に該当するものを除く。）の額</u></p> <p>(3) <u>法第42条に規定する国庫補助金等の額（その収入に係る益金の全部又は一部に相当する金額のうち同条の規定の適用を受けなかったため所得となった部分の金額に限る。）</u></p> <p><u>(総収入金額及び計画対象事業収入金額の統一的計算)</u></p> <p>46(1)－6 <u>計画対象事業を営む法人について、製品の販売取引等について返品、値引き又は割戻し等がある場合には、総収入金額及び計画対象事業収入金額のいずれについても税務計算上継続して適用している経理方法により統一的に計算しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>なお、法人が、一の計画対象事業と他の計画対象事業又は計画対象事業以外の事業（以下「非対象事業」という。）とを併せて営む場合における当該他の計画対象事業又は非対象事業に係る収入金額についても同様とする。</u></p> <p><u>(2以上の製品の加工等を行う場合の統一的計算)</u></p> <p>46(1)－7 <u>法人が、一の計画対象事業に係る製品の加工等のほかに他の計画対象事業又は非対象事業に係る製品の加工等を行う場合において、一の製品について製造販売契約の方式により、他の製品について賃加工契約の方式によっているときであっても、それらの加工等の内容が実質的に同様のものであると認められるものであるときは、収入金額基準の判定については、それらの全ての収入金額につき売上収入金額又は加工料収入金額のいずれか一を基礎として統一的に計算しなければならないものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(計画対象事業に係る部分の区分が明らかでない棚卸資産)</u></p> <p><u>46(1)－8 措置法令第 29 条第 1 項第 2 号に定める基準 (以下「資産価額基準」という。)</u> を判定する場合において、<u>計画対象事業と非対象事業とを併せて営む法人が、各事業年度終了の日において有する棚卸資産のうち原材料等で計画対象事業に係る製造等と非対象事業に係る製造等とに共通的に費消されるものである等のため、そのいずれの事業に係るものであるかが明らかでないものがあるときは、当該事業年度におけるそれぞれの事業ごとの当該原材料等の費消高の比その他合理的な基準によりあん分するものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(固定資産の範囲)</u></p> <p><u>46(1)－9 資産価額基準の判定の基礎となる固定資産は、令第 13 条各号に掲げる資産 (他の通達においてこれらに該当し又は準ずるものとして取り扱うこととされている資産を含む。)</u> のほか、<u>電話加入権等の非償却資産を含み、土地を除くのであるが、次に定めることについては、次によることに取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>借地権その他土地の上に存する権利は、判定の基礎となる固定資産から除く。</u></p> <p>(2) <u>劣化資産 (棚卸資産としての経理が認められているものを除く。)</u> は、<u>判定の基礎となる固定資産に含める。</u></p> <p>(3) <u>建設仮勘定 (土地に係る部分を除く。)</u> は、<u>判定の基礎となる固定資産に含める。この場合において、計画対象事業の用に供されることが明確である部分は、計画対象事業に係る固定資産にも含める。</u></p> <p>(4) <u>令第 14 条に規定する繰延資産は、判定の基礎となる固定資産に含めない。</u></p>
(廃 止)	<u>(計画対象事業に係る固定資産)</u>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p>	<p><u>46(1)－10 資産価額基準の判定の基礎となる計画対象事業に係る固定資産には、計画対象事業に係る製品等を生産する工場、作業場、倉庫、その生産に従事する従業員のための厚生施設等のほか、本社、本店等の施設のうち計画対象事業に係る部分及び製品の販売に関する施設（主として自己の製品の卸売をするものに限る。）のうち計画対象事業に係る製品の卸売に係る部分を含むものとする。</u></p> <p><u>(計画対象事業に係る部分の区分が明らかでない固定資産)</u></p> <p><u>46(1)－11 計画対象事業と非対象事業とを営む法人が各事業年度終了の日において有する固定資産で、計画対象事業に係るものと非対象事業に係るものとに共用され、その専属区分が明らかでないものがあるときは、その明らかでない部分については、次に定めるところによりそれぞれの事業に係る部分を区分するものとする。</u></p> <p><u>(1) 工場、作業場等については、それぞれの事業に係る当該事業年度の生産高の比その他合理的な基準によりあん分する。</u></p> <p><u>(2) 本社、支店、出張所等の非現場については、それぞれの事業に係る当該事業年度の売上高の比その他合理的な基準によりあん分する。</u></p> <p><u>(3) 寄宿舍その他の厚生施設については、それぞれの事業に専属する従業員（寄宿舍については、それらの者のうち当該寄宿舍に居住する者に限る。）の数の比、直接労務費の比その他合理的な基準によりあん分する。</u></p> <p><u>(4) (1)から(3)までに掲げる資産以外の資産については、それぞれの事業に係る使用期間の比、使用面積の比その他合理的な基準によりあん分する。</u></p> <p><u>(帳簿価額)</u></p> <p><u>46(1)－12 資産価額基準の判定の基礎となる棚卸資産及び固定資産の帳簿価額</u></p>
	<p style="text-align: center;">(廃 止)</p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>は、税務計算上の金額によるのであるが、固定資産については、計画対象事業に係るものであると否とにかかわらず、その事業年度分の減価償却をする前の帳簿価額によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2款 対象となる資産の範囲等</p> <p><u>(割増償却の対象となる資産)</u></p> <p>46(2)-1 <u>措置法第46条の規定による割増償却は、同条第1項に規定する適用事業年度終了の日において当該法人の有する同項に規定する減価償却資産の全てについて適用があるのであるから、当該減価償却資産が計画対象事業に属するものであるかどうかには関係がないことに留意する。</u></p> <p><u>(工場用の建物及びその附属設備の意義)</u></p> <p>46(2)-2 <u>措置法第46条第1項の工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。</u></p> <p><u>(1) 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備</u></p> <p><u>(2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備</u></p> <p><u>(3) 倉庫用の建物は、工場用の建物に該当しない</u></p> <p><u>(2以上の用途に共用されている建物の判定)</u></p> <p>46(2)-3 <u>一の建物が工場用とその他の用とに共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用に供されている部分について措置法第46条第1項の規定を適用するのであるが、次の(1)又は(2)の場合には、それ</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>ぞれ次の(1)又は(2)によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>工場用とその他の用とに供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</u></p> <p>(2) <u>その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用に供されているものとするができる。</u></p>

十七 第 46 条《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 46 条《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》関係</u></p>	<p><u>第 46 条の 2 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》関係</u></p>
<p>(障害者として取り扱うことができる者)</p> <p><u>46-1</u> ……<u>措置法第 46 条第 2 項第 1 号</u>……………</p>	<p>(障害者として取り扱うことができる者)</p> <p><u>46 の 2-1</u> ……<u>措置法第 46 条の 2 第 2 項第 1 号</u>……………</p>
<p>(公共職業安定所の長の証明)</p> <p><u>46-2</u> <u>措置法令第 29 条第 2 項</u>……………</p>	<p>(公共職業安定所の長の証明)</p> <p><u>46 の 2-2</u> <u>措置法令第 29 条の 2 第 2 項</u>……………</p>
<p>(工場用の建物及びその附属設備の意義等)</p> <p><u>46-3</u> ……<u>措置法第 46 条第 1 項</u>……………</p>	<p>(工場用の建物及びその附属設備の意義等)</p> <p><u>46 の 2-3</u> ……<u>措置法第 46 条の 2 第 1 項</u>……………</p>
<p>(短時間労働者等の意義)</p> <p><u>46-4</u> <u>措置法令第 29 条第 4 項</u>……………</p>	<p>(短時間労働者等の意義)</p> <p><u>46 の 2-4</u> <u>措置法令第 29 条の 2 第 4 項</u>……………</p>

十八 第 46 条の 2 (支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 46 条の 2</u> (支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係</p> <p>(3 年以内取得資産に係る特別償却限度額の合計額が支援事業所取引増加額を超える場合の計算)</p> <p><u>46 の 2-1</u> 措置法第 46 条の 2 第 1 項…………… (以下「3 年以内取得資産」という。) …………… (以下「支援事業所取引増加額」という。) ……………</p>	<p><u>第 46 条の 3</u> (支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係</p> <p>(3 年以内取得資産に係る特別償却限度額の合計額が支援事業所取引増加額を超える場合の計算)</p> <p><u>46 の 3-1</u> 措置法第 46 条の 3 第 1 項…………… (以下 <u>46 の 3-1</u> において「3 年以内取得資産」という。) …………… (以下 <u>46 の 3-1</u> において「支援事業所取引増加額」という。) ……………</p>

十九 第 46 条の 3 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 46 条の 3</u> (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係</p> <p>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</p> <p><u>46 の 3-1</u> 措置法第 46 条の 3 第 1 項……………</p>	<p><u>第 46 条の 4</u> (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係</p> <p>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</p> <p><u>46 の 4-1</u> 措置法第 46 条の 4 第 1 項……………</p>

二十 第 55 条～第 57 条の 8 (共通事項) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 55 条～第 57 条の 8</u> (共通事項) 関係</p>	<p><u>第 55 条～第 57 条の 9</u> (共通事項) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(海外投資等損失準備金等の差額積立て等の特例)</p> <p><u>55～57の8(共)－1</u></p> <p>(合併等に伴う準備金の表示替え)</p> <p><u>55～57の8(共)－2</u></p>	<p>(海外投資等損失準備金等の差額積立て等の特例)</p> <p><u>55～57の9(共)－1</u></p> <p>(合併等に伴う準備金の表示替え)</p> <p><u>55～57の9(共)－2</u></p>

二十一 第55条の6(特定災害防止準備金)関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</u></p> <p><u>55の6－1 特定災害防止準備金(連結事業年度において積み立てた特定災害防止準備金を含む。以下同じ。)のうち措置法第55条の6第1項の表の第1号に規定する岩石採取場に係るものを積み立てている法人において、当該準備金の各事業年度に係る積立限度額の計算の基礎となる措置法令第32条の4第3項第1号に掲げる「採石災害防止費用の見積額」又は同項第2号に掲げる「採取予定数量」について異動が生じた場合には、その異動が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度の積立限度額は、その異動後の金額又は数量を基礎として計算するものとする。</u></p> <p><u>その異動が生じた日を含む連結事業年度後の各事業年度における積立限度額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>④ <u>「採石災害防止費用の見積額」又は「採取予定数量」に異動が生じた日は、その異動後の金額又は数量について、措置法規則第21条の5第1項又は第3項に規定する認定を受けた日をいう。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>55 の 6-1</u> 特定災害防止準備金(連結事業年度において積み立てた特定災害防止準備金を含む。) ……………</p>	<p><u>(露天石炭採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</u></p> <p><u>55 の 6-2</u> 特定災害防止準備金のうち措置法第 55 条の 6 第 1 項の表の第 2 号に規定する露天石炭採掘場に係るものを積み立てている法人において、当該準備金の各事業年度に係る積立限度額の計算の基礎となる措置法令第 32 条の 4 第 8 項第 1 号に掲げる「露天石炭採掘災害防止費用の見積額」又は同項第 2 号に掲げる「採掘予定数量」について異動が生じた場合には、その異動が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度の積立限度額は、その異動後の金額又は数量を基礎として計算するものとする。</p> <p>その異動が生じた日を含む連結事業年度後の各事業年度における積立限度額の計算についても、同様とする。</p> <p>④ 「露天石炭採掘災害防止費用の見積額」又は「採掘予定数量」に異動が生じた日とは、その異動後の数量について、措置法規則第 21 条の 5 第 5 項又は第 7 項に規定する認定を受けた日をいう。</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p><u>55 の 6-3</u> 特定災害防止準備金……………</p>

二十二 第 57 条の 7 (関西国際空港用地整備準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第 57 条の 7 (関西国際空港用地整備準備金) 関係</u></p> <p><u>(適格合併等により引継ぎを受けた関西国際空港用地整備準備金の均分取崩し)</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>57 の 7-1</u> 適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度において積み立てた関西国際空港用地整備準備金を含む。以下同じ。）の措置法第 57 条の 7 第 4 項の規定による均分取崩しについては、55-7 の 2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p> <p><u>（海外投資等損失準備金の取扱い等の準用）</u></p> <p><u>57 の 7-2</u> 関西国際空港用地整備準備金の積立額の損金算入等については、55-17、55-18 及び 55 の 5-1 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>（新 設）</p>

二十三 第 57 条の 7 の 2（中部国際空港整備準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 57 条の 7 の 2</u>（中部国際空港整備準備金）関係</p> <p>（海外投資等損失準備金の取扱い等の準用）</p> <p><u>57 の 7 の 2-1</u> 中部国際空港整備準備金……………</p>	<p><u>第 57 条の 7</u>（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）関係</p> <p>（海外投資等損失準備金の取扱い等の準用）</p> <p><u>57 の 7-1</u> 関西国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた関西国際空港整備準備金を含む。）又は中部国際空港整備準備金……………</p>

二十四 第 57 条の 8（特定船舶に係る特別修繕準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 57 条の 8</u>（特定船舶に係る特別修繕準備金）関係</p> <p>（特定船舶を賃借している場合の特別修繕準備金勘定の積立て）</p>	<p><u>第 57 条の 8</u>（特別修繕準備金）関係</p> <p>（対象資産を賃借している場合の特別修繕準備金勘定の積立て）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>57 の 8-1<u>特定船舶</u>.....<u>特定船舶</u>.....当 該<u>特定船舶</u>.....</p> <p>(船舶の定期検査のための修繕)</p> <p>57 の 8-2<u>措置法第 57 条の 8 第 1 項</u>に規定する<u>特別の修繕</u>..... ...</p> <p>57 の 8-3 <u>削 除</u></p>	<p>57 の 8-1<u>固定資産</u>.....<u>固定資産</u>.....当 該<u>固定資産</u>.....</p> <p>(船舶の定期検査のための修繕)</p> <p>57 の 8-2<u>措置法第 57 条の 8 第 1 項第 1 号</u>に規定する<u>修繕</u>..... ...</p> <p><u>(溶鉱炉、熱風炉等の特別の修繕の範囲)</u></p> <p>57 の 8-3 <u>措置法第 57 条の 8 第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する修繕とは、次に掲げる炉、球形のガスホルダー又は貯油槽の区分に応じ、それぞれ次に掲げる修繕をいう。</u></p> <p>(1) <u>銑鉄製造用の溶鉱炉</u> <u>炉体のれんが及びモルタルの取替え並びに炉頂装入装置（高圧操業装置及びムーバブルアーマーを含む。）</u>、羽口、冷却装置、羽口回り金物類、炉体鉄皮、炉体回り給排水装置、出銑樋、銑さい樋、水平ゾンデ、配管及び配線類のそれぞれ部分的取替え又は補修で、<u>炉体れんがの取替えとともに必ず行われるもの</u></p> <p>(2) <u>銑鉄製造用の熱風炉</u> <u>当該炉体のれんが、モルタル、れんが受金物、熱風炉鉄皮、弁類、配管及び配線類の取替え又は補修</u></p> <p>(3) <u>ガラス製造用の連続式溶解炉</u> <u>当該炉体（蓄熱室を含む。）のれんが及びモルタルの取替え並びに原料投入機、バックステー、各種締金物及び支持金物類、ガス及び空気交換機、送風機、計測器、自動調節器類、電極装置、熱風発生装置、配管及び配線類のそれぞれ部分的取替え又は補修で、炉体れんがの取替えとともに必ず行われるもの</u></p> <p>(4) <u>フロート方式による連続式板ガラス製造用のフロートバス</u> <u>当該炉体（ボ</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特別修繕完了の日)</p> <p>57 の 8-4 ……………</p> <p>……………<u>定期検査の行われた船舶についての新たな船舶検査証書の交付の日をいう。</u></p>	<p><u>トム、ルーフ、サイドシール)、ヒータ、ラジエーションゲート、エッジロールマシン、出入口シール及びデ・ドロッサーの取替え又は補修並びにバスケース(ボトム、ルーフ、サイドシール)、リニヤモーター、送風機器、計測器、雰囲気ガス供給装置、配管及び配線類のそれぞれ部分的取替え又は補修で、炉材の取替えとともに必ず行われるもの</u></p> <p>(5) <u>球形のガスホルダー 当該ガスホルダー本体、階段類、支持構造部、弁類、配管、ドレン抜き設備、伸縮管継手及び制振装置のそれぞれ部分的取替え又は補修で、社団法人日本ガス協会の定める指針に基づいて行われる検査を受けるために必ず行われるもの</u></p> <p>(6) <u>貯油槽 当該貯油槽本体、泡消火装置、液面計、配管及び弁類等のそれぞれ部分的取替え又は補修で、危険物の規制に関する規則第 62 条の 5 の規定により行われる内部点検を受けるために必ず行われるもの</u></p> <p>(註) <u>(1)、(3)、(4)及び(6)に掲げる修繕のために要する費用には、炉又は槽の内容物の排出のための費用が含まれる。</u></p> <p>(特別修繕完了の日及び築造の完了の日)</p> <p>57 の 8-4 ……………</p> <p>……………<u>次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日をいう。</u></p> <p><u>措置法令第 33 条の 7 第 1 項第 2 号の築造の完了の日についても、同様とする。</u></p> <p>(1) <u>船舶 定期検査の行われた船舶についての新たな船舶検査証書の交付の日</u></p> <p>(2) <u>溶鉱炉、熱風炉又は連続式溶解炉 特別修繕の行われた炉に対して修繕後最初に火入れをした日</u></p> <p>(3) <u>球形のガスホルダー 特別修繕の行われた球形ガスホルダーに対して修繕</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>57 の 8-5 <u>削 除</u></p> <p>(<u>準備金設定特定船舶を賃貸した場合の取崩し</u>)</p> <p>57 の 8-6 ……………</p> <p>……………<u>特定船舶</u>……………<u>当該特定船舶</u>……………<u>準備金設定特定船舶</u>……………<u>当該特定船舶</u>……………</p>	<p><u>後最初に供給用ガスを封入した日</u></p> <p>(4) <u>貯油槽 内部点検の行われた貯油槽についての新たな完成検査済証の交付の日</u></p> <p><u>(溶鉱炉等の長期稼動休止期間中における特別修繕準備金の積立て停止)</u></p> <p>57 の 8-5 <u>措置法第 57 条の 8 第 1 項第 2 号に掲げる溶鉱炉等が長期にわたり稼動を休止している場合には、その稼動休止期間中は当該溶鉱炉等につき特別修繕準備金勘定への積立てを行うことができないものとする。</u></p> <p>(注) <u>措置法令第 33 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する期間のうちに長期にわたる稼動休止期間がある場合には、当該稼動休止期間を除いたところにより同号に規定する期間を計算することができる。</u></p> <p>(<u>準備金設定資産を賃貸した場合の取崩し</u>)</p> <p>57 の 8-6 ……………</p> <p>……………<u>資産</u>……………<u>当該資産</u>……………<u>準備金設定資産</u>……………</p> <p>……………<u>当該資産</u>……………</p>

二十五 旧第 57 条の 9 ((社会・地域貢献準備金)) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 57 条の 9 ((社会・地域貢献準備金)) 関係</u>
(廃 止)	<p><u>(適格合併等により引継ぎを受けた社会・地域貢献準備金の均分取崩し)</u></p> <p>57 の 9-1 <u>適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた社会・地域貢献準備金</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>備金（連結事業年度において積み立てた社会・地域貢献準備金を含む。以下同じ。）の措置法第57条の9第3項の規定による均分取崩しについては、55-7の2の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p><u>（海外投資等損失準備金の取扱い等の準用）</u></p> <p><u>57の9-2 社会・地域貢献準備金の積立額の損金算入等については、55-17、55-18及び55の5-1の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>

二十六 第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</p> <p>60-1の2 <u>措置法令第36条第3項</u>……………特定事業（<u>同条第2項に規定する事業を含む。</u>以下「特定事業」という。）……………<u>貸倒引当金等の引当金又は準備金</u>……………<u>その引当金又は準備金</u>……………<u>措置法令第39条の90第3項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(軽減対象所得金額に係る損金の額)</p> <p>60-2 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</p> <p>60-1の2 <u>措置法令第36条第4項</u>……………特定事業（以下60-4までに<u>おいて「特定事業」という。</u>）……………<u>貸倒引当金、特別修繕準備金等の引当金、準備金</u>……………<u>これらの引当金、準備金</u>……………<u>措置法令第39条の90第4項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(軽減対象所得金額に係る損金の額)</p> <p>60-2 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) …………… ……………)</p> <p>(災害損失の区分の特例)</p> <p>60-3 特定事業に専属して使用される減価償却資産の滅失損その他の特定事業に係る損失の額で災害その他やむを得ない事由により生じた臨時巨額なものについては、特定事業に係る収入金額と特定事業に係る収入金額以外の収入金額の比その他合理的と認められる基準により区分した金額を特定事業に係る損金の額として計算することができるものとする。</p> <p>(支払利子の区分の特例)</p> <p>60-4 ……………措置法令第 36 条第 5 項……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(共通費用の額の配分基準の継続)</p> <p>60-5 <u>措置法令第 36 条第 5 項</u>……………</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>60-5 の 2 <u>措置法令第 36 条第 6 項</u>……………</p>	<p>(3) <u>特定事業と特定事業以外の業とに共用される減価償却資産又は繰延資産の償却費の額で特定事業に係るもの</u></p> <p>(4) …………… ……………以下(5)において同じ。)</p> <p>(5) <u>特定事業と特定事業以外の業とに共用される減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額で特定事業に係るもの</u></p> <p>(災害損失の区分の特例)</p> <p>60-3 特定事業に専属して使用される減価償却資産の滅失損その他の特定事業に係る損失の額で災害その他やむを得ない事由により生じた臨時巨額なものについては、特定事業と特定事業以外の事業の収入金額、所得金額その他合理的と認められる割合により区分した金額を特定事業に係る損金の額として計算することができるものとする。</p> <p>(支払利子の区分の特例)</p> <p>60-4 ……………措置法令第 36 条第 6 項……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(共通費用の額の配分基準の継続)</p> <p>60-5 <u>措置法令第 36 条第 6 項</u>……………</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>60-5 の 2 <u>措置法令第 36 条第 7 項</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義) 60-6 <u>措置法第 60 条第 3 項</u> ……………	(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義) 60-6 <u>措置法第 60 条第 2 項</u> ……………

二十七 旧第 61 条(商工組合等の留保所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
第 6 章 <u>削 除</u>	第 6 章 <u>協同組合の課税の特例</u>
(廃 止)	<u>第 61 条 (商工組合等の留保所得の特別控除) 関係</u>
(廃 止)	<u>(出資金の額の意義)</u>
(廃 止)	<u>61-1 措置法第 61 条に規定する出資金の額とは、払込済出資金の額をいうものとする。</u>
(廃 止)	<u>61-2 削 除</u>
(廃 止)	<u>61-3 削 除</u>
(廃 止)	<u>(留保金額から控除する法人税額の計算)</u>
	<u>61-4 措置法令第 37 条第 2 項第 1 号に規定する法人税額を計算する場合において、当該事業年度において納付することとなる法第 69 条第 1 項に規定する控除対象外国法人税の額 (以下「控除対象外国法人税額」という。) があるときは、当該控除対象外国法人税額の全額を当該法人税額から控除することに留意する。</u>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>(所得の金額に係る法人税額)</u> 61-5 措置法令第 37 条第 2 項第 1 号に規定する法人税額を計算する場合におい て、その事業年度の法人税額から控除することができる所得税額等の金額が当 該法人税額を超えるときは、当該法人税額を零とするものとする。
(廃 止)	<u>(所得の金額に係る道府県民税及び市町村民税の額)</u> 61-6 措置法令第 37 条第 2 項第 2 号に規定する道府県民税及び市町村民税の額 を計算する場合において、法人税割額によって課されるこれらの税がないとき であっても、均等割額によって課されるこれらの税は、同号に規定する道府県 民税及び市町村民税に含まれることに留意する。
(廃 止)	61-7 削 除
(廃 止)	61-8 削 除
(廃 止)	<u>(配当以外の剰余金の処分により支出される金額で当該事業年度の所得の金額に 係るもの)</u> 61-9 措置法令第 37 条第 2 項第 3 号に規定する所得の金額に係るものを計算す る場合において、その事業年度において法第 26 条の規定により益金の額に算入 されない法人税等の還付金額（過誤納に係る還付金を除く。以下同じ。）、措 置法第 59 条の規定により損金の額に算入される新鉱床探鉱費若しくは海外新 鉱床探鉱費の特別控除額又は措置法第 65 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項 の規定により損金の額に算入される取用等の場合等の所得の特別控除額（以下 「法人税等の還付金額等」という。）があるときは、措置法令第 37 条第 2 項第

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>3号の剰余金の処分により支出される金額のうち、配当以外の剰余金の処分により支出される金額で当該事業年度の所得の金額に係るものは、次の算式により計算した金額によることに留意する。</u></p> $\frac{\text{配当以外の剰余金の処分により支出される金額}}{\text{配当以外の剰余金の処分により支出される金額}} \times \frac{\text{当該事業年度の所得の金額}}{\text{当該事業年度の総所得金額}}$ <p><u>上記算式中「当該事業年度の総所得金額」は、当該事業年度の所得の金額に法人税等の還付金額等に相当する金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>(費用として支出された金額のうち所得の金額の計算上損金の額に算入されなかったものの範囲)</u></p> <p><u>61-10 措置法令第37条第2項第4号に規定する「当該事業年度の費用として支出された金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかったため当該事業年度の所得の金額に含まれた金額」とは、次に掲げるものように、所得の金額の計算上損金の額に算入されないもので社外流出処分となるもの(同項第3号に規定するものを除く。)をいうのであるから、費用として支出された金額で所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなるものであっても、前払費用、未経過費用等は、これに含まれないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>寄附金の損金算入限度超過額又は交際費の損金不算入額</u></p> <p>(2) <u>法第38条の規定により損金の額に算入されない租税公課(法人税(附帯税を除く。))又は道府県民税若しくは市町村民税を除く。)及び法第55条の規定により損金の額に算入されない隠ぺい伪装行為に要する費用等の額を損金の額に算入した場合のこれらの租税公課及び隠ぺい伪装行為に要する費用等</u></p> <p>(3) <u>法第40条又は法第41条の規定により損金の額に算入されない所得税額又</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>は控除対象外国法人税額</u></p> <p><u>(利益積立金額が出資金の額の4分の1を超える場合のその金額の構成)</u></p> <p><u>61-11 措置法第61条第1項の規定の適用を受ける法人の各事業年度において、当該事業年度終了の日における利益積立金額（当該事業年度において留保した金額を含み、当該事業年度に係る配当その他剰余金の処分により支出する金額を除く。）が同日における出資金の額の4分の1に相当する金額を超えることとなる場合において、当該事業年度における留保した金額のうち課税所得に係る部分の金額と課税されない所得に係る部分の金額とがあるときは、その超える金額は、課税所得の金額と課税されない所得の金額との比により平均的に成っているものとして同項の規定を適用するものとする。</u></p> <p><u>(員外利用割合が20%を超えるかどうかの判定)</u></p> <p><u>61-12 措置法第61条第2項に規定する組合員等以外の者の事業の利用分量の額が当該事業年度における組合員等の事業の利用分量の額の100分の20（措置法令第37条第4項に規定する事業については、同項に規定する割合。以下61-13において同じ。）を超えるかどうかは、次に掲げる法人の種別に応じ、それぞれに掲げる事業（当該事業に附帯する事業を含む。）の区分に応じて判定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 商工組合については、中小企業団体の組織に関する法律第17条第2項第1号から第4号までの各号の区分。ただし、同項第3号の事業については、体育施設又は教養文化施設に係る事業とその他の事業との区分（(2)、(3)において同じ。）</u></p> <p><u>(2) 商工組合連合会については、中小企業団体の組織に関する法律第33条において準用する同法第17条第2項第1号から第4号までの各号の区分</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p>(3) <u>事業協同組合及び事業協同小組合については、中小企業等協同組合法第9条の2第1項第1号から第5号までの各号の区分</u></p> <p>(4) <u>事業協同組合連合会については、中小企業等協同組合法第9条の9第1項第2号及び第4号から第7号までの各号の区分</u></p> <p>(5) <u>生活衛生同業組合については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第8条第1項第4号から第10号まで及び第12号の各号の区分</u></p> <p>(6) <u>生活衛生同業組合連合会については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第54条第3号から第9号まで及び第11号の各号の区分</u></p> <p>(7) <u>消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会については、消費生活協同組合法第10条第1項第1号から第5号までの各号の区分</u></p> <p><u>(2以上の事業を行う組合についての員外利用割合の判定)</u></p> <p>61-13 <u>61-12の場合において、2以上の事業の区分に属する事業を行う組合について、そのいずれか一の区分に属する事業につき組員等以外の者の事業の利用分量の額が当該事業年度における組員等の事業の利用分量の額の100分の20を超えることとなるときは、当該組合については措置法第61条第1項の規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>(事業の利用分量の額の判定の基礎となる金額)</u></p> <p>61-14 <u>措置法第61条第2項に規定する事業の利用分量の額は、各事業年度ごとに、例えば資金の貸付事業については貸付金額の積数（積数の計算が困難である場合には、各月末の平均残額。以下同じ。）、貯金若しくは定期積金の受入事業については貯金若しくは定期積金の額の積数、物資の供給事業については販売高、共同施設利用事業については利用料、医療事業については医療費等その事業の内容に応ずる合理的な基準により判定するものとする。</u></p>
(廃 止)	
(廃 止)	

二十八 第 64 条～第 65 条の 2 (収用等の場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(収用等をされた資産の譲渡に要した経費の範囲)</p> <p>64(2)－30 ……………</p> <p>(1) 譲渡に要した<u>あっせん</u>手数料、謝礼</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>64(3)－6 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 46 条、第 46 条の 2、第 68 条の 31 及び第 68 条の 32</u></p> <p>……………</p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>64(3)－14 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 46 条及び第 46 条の 2</u>……………</p>	<p>(収用等をされた資産の譲渡に要した経費の範囲)</p> <p>64(2)－30 ……………</p> <p>(1) 譲渡に要した<u>あっ旋</u>手数料、謝礼</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>64(3)－6 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 46 条から第 46 条の 3 まで及び第 68 条の 30 から第 68</u></p> <p><u>条の 32 まで</u>……………</p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>64(3)－14 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 46 条から第 46 条の 3 まで</u>……………</p>

改 正 後

(収用証明書の区分一覧表)

64(4)-1

別表 1 収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⋮	⋮			
⑳	…… (イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) …… …… <u>就学 前の子ど もに關す る教育、 保育等の 総合的な 提供の推 進に關す る法律第 3条第3 項</u> …… (ホ) ……			
㉑	……			※1 ……
(イ)	……			(1) ……
……	…… <u>社会</u>			(2) ……

改 正 前

(収用証明書の区分一覧表)

64(4)-1

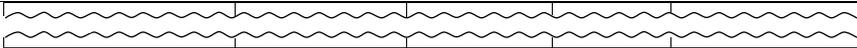
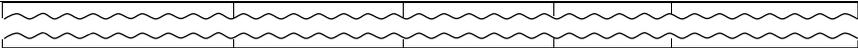
別表 1 収用証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⋮	⋮			
⑳	…… (イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) …… …… <u>就学 前の子ど もに關す る教育、 保育等の 総合的な 提供の推 進に關す る法律第 3条第2 項</u> …… (ホ) ……			
㉑	……			※1 ……
(イ)	……			(1) ……
……	…… <u>社会</u>			(2) ……

改 正 後					改 正 前					
		福祉施設 <u>(※2)並び に児童福 祉法第43 条に規定 する児童 発達支援 センター</u> (ロ) …… (ハ) …… (ニ) …… …… <u>就学 前の子ど もに關す る教育、 保育等の 総合的な 提供の推 進に關す る法律第 3条第3 項</u> ……		(3) <u>同条第10 項</u> …… (4) <u>同条第13 項</u> …… (5) <u>同条第14 項</u> …… (6) <u>同条第15 項</u> …… (7) <u>同条第16 項</u> …… ※2 ……				福祉施設 <u>(※)</u> (ロ) …… (ハ) …… (ニ) …… …… <u>就学 前の子ど もに關す る教育、 保育等の 総合的な 提供の推 進に關す る法律第 3条第2 項</u> ……		(3) <u>同条第11 項</u> …… (4) <u>同条第14 項</u> …… (5) <u>同条第15 項</u> …… (6) <u>同条第16 項</u> …… (7) <u>同条第17 項</u> …… ※2 ……
	④② ……	………	経済産業大 臣又は当該 資産……			④② ……	………	当該資産……	………	

二十九 第 65 条の 3 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後					改 正 前				
(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)					(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)				
65 の 3-4					65 の 3-4				
別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表					別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
②	(イ)	都市計画法 第 55 条 第 1 項に規定す る都道府県 知事等(※)	※ 「都道府県知 事等」とは、都 道府県知事(市 の区域内にあ っては、当該市 の長)をいう (都市計画法 第 26 条 第 1 項)。	②	(イ)	都道府県知 事	
	(ロ)				(ロ)		
②の②	(イ)	都市計画法 第 55 条 第 1 項に規定す る都道府県 知事等(※)	※ 「都道府県知 事等」とは、都 道府県知事(市 の区域内にあ っては、当該市 の長)をいう (都市計画法 第 26 条 第 1 項)。	②の②	(イ)	都道府県知 事	
	(ロ)				(ロ)		

改 正 後	改 正 前
	

三十 第 65 条の 4 (特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(仮換地の指定が行われなくて換地処分が行われた場合の取扱い)</p> <p>65 の 4-6 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 5 第 6 項</u>……………以下同じ。)……………</p> <p>……………</p>	<p>(仮換地の指定が行われなくて換地処分が行われた場合の取扱い)</p> <p>65 の 4-6 ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 5 第 7 項</u>……………以下 <u>65 の 4-6 に</u> <u>おいて同じ。</u>)……………</p>
<p>(公募手続開始前の譲渡)</p> <p>65 の 4-7 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 65 条の 4 第 1 項第 3 号ハ</u>……………</p>	<p>(公募手続開始前の譲渡)</p> <p>65 の 4-7 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 65 条の 4 第 1 項第 3 号ニ</u>……………</p>
<p>(会員を対象とする土地等の譲渡)</p> <p>65 の 4-8 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 65 条の 4 第 1 項第 3 号ハ</u>……………</p>	<p>(会員を対象とする土地等の譲渡)</p> <p>65 の 4-8 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 65 条の 4 第 1 項第 3 号ニ</u>……………</p>
<p>(休憩所等に類する施設の範囲)</p> <p>65 の 4-12 <u>措置法規則第 22 条の 5 第 7 項</u>……………</p>	<p>(休憩所等に類する施設の範囲)</p> <p>65 の 4-12 <u>措置法規則第 22 条の 5 第 8 項</u>……………</p>
<p>(事業の区域の面積判定)</p> <p>65 の 4-13 <u>措置法規則第 22 条の 5 第 8 項又は第 11 項</u>……………<u>同条第 8</u> <u>項又は第 11 項</u>……………</p>	<p>(事業の区域の面積判定)</p> <p>65 の 4-13 <u>措置法規則第 22 条の 5 第 9 項又は第 12 項</u>……………<u>同条第 9</u> <u>項又は第 12 項</u>……………</p>

改 正 後

(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)

65 の 4-17

別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
③平成 26 年 12 月 31 日.....	措置法 65 条 の 4 1 項 3 号イ、ハ
(イ)				
(ロ)				
(ハ)				
(ニ)				
(ホ)				
(ヘ)				
③の2平成 26 年 12 月 31 日.....	措置法 65 条 の 4 1 項 3 号ロ、ハ
(イ)				
(ロ)				
(ハ)				

(廃 止)

改 正 前

(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)

65 の 4-17

別表 3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
③平成 23 年 12 月 31 日.....	措置法 65 条 の 4 1 項 3 号イ、ニ
(イ)				
(ロ)				
(ハ)				
(ニ)				
(ホ)				
(ヘ)				
③の2平成 23 年 12 月 31 日.....	措置法 65 条 の 4 1 項 3 号ロ、ニ
(イ)				
(ロ)				
(ハ)				
③の3 都市計画区域	(イ) 当該土地	当該土地等	措置法 65	
内において行われ	等を当該事	の買取りをす	条 の 4	
る一団の住宅建設	業の用に供	る者	1 項 3	
事業で次に掲げる	するために		号ハ、ニ	
要件を満たすもの	買い取った		措置法規	
の用に供するため	ものである		則 22 条の	

改 正 後	改 正 前				
	<p><u>に、平成6年1月1日</u> <u>から平成23年12月31日までの間に</u> <u>買い取られる場合</u> (イ) <u>当該一団の住宅建設事業が都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内において行われるものであること。</u> (ロ) <u>当該事業により建設される住宅の戸数(優先分譲住宅の戸数を除く。)が50戸以上であること。</u> (ハ) <u>優先分譲住宅の合計戸数が当該建設される住宅の合計戸数の10%未満であること。</u> (ニ) <u>当該建設される一の住宅(建物の区分所有等に関する法律第2</u></p>	<p><u>旨、当該土地等の買取りをした年の前年以前の年において</u> <u>当該土地等が買い取られた者から</u> <u>当該事業の用に供するために土地等</u> <u>を買い取ったことが</u> <u>ない旨及び</u> <u>当該土地等</u> <u>が買い取られた者</u> <u>に対し当該事業</u> <u>により建設</u> <u>される住宅</u> <u>の分譲をす</u> <u>ることを約</u> <u>して買い取</u> <u>ったもので</u> <u>ない旨を証</u> <u>する書類</u> (四) <u>当該一団</u> <u>の住宅建設</u></p>	<p><u>国土交通大</u> <u>臣</u></p>	<p><u>5 1 項</u> <u>5号</u></p>	

改 正 後					改 正 前				
					<p>条第1項に規定する建物の部分で住居の用途に供するものにあつては、当該部分)の床面積が50㎡以上200㎡以下であること。</p> <p>(ホ) 当該建設される住宅(優先分譲住宅を除く。)の分譲が公募の方法により行われること。</p>	<p>に関する事業に係る住宅の建設及び住宅の分譲が左に掲げる要件を満たすものであることにつき認定をした旨を証する書類の写し</p>			
④	措置法規 則22条の 5 1項 5号		④	措置法規 則22条の 5 1項 6号	
⑤	措置法規 則22条の 5 1項 6号		⑤	措置法規 則22条の 5 1項 7号	
⑥	措置法規 則22条の 5 1項		⑥	措置法規 則22条の 5 1項	

改 正 後					改 正 前				
			<u>7号</u>					<u>8号</u>	
⑦	措置法規 則22条の 5 1項 8号	⑦	措置法規 則22条の 5 1項 9号
⑧	措置法規 則22条の 5 1項 9号	⑧	措置法規 則22条の 5 1項 10号
⑨	措置法規 則22条の 5 1項 10号	⑨	措置法規 則22条の 5 1項 11号
⑩	措置法規 則22条の 5 1項 11号	⑩	措置法規 則22条の 5 1項 12号
⑪	措置法規 則22条の 5 1項 12号	⑪	措置法規 則22条の 5 1項 13号
⑫	措置法規	⑫	措置法規

改 正 後					改 正 前				
			則22条の 5 1項 13号				則22条の 5 1項 14号		
⑬	措置法規 則22条の 5 1項 14号	⑬	措置法規 則22条の 5 1項 15号
⑬の2	措置法規 則22条の 5 1項 15号	⑬の2	措置法規 則22条の 5 1項 16号
⑬の3	措置法規 則22条の 5 1項 16号	⑬の3	措置法規 則22条の 5 1項 17号
⑭	措置法規 則22条の 5 1項 17号	⑭	措置法規 則22条の 5 1項 18号
⑭の2	措置法規 則22条の 5 1項 18号	⑭の2	措置法規 則22条の 5 1項 18号の2

改 正 後				改 正 前			
⑳	<u>建築許可権者</u> (※1)、都府 県知事(※2) 又は都道府県 知事等(※3)	<u>都道府県知事</u>
			※1 「 <u>建築許可</u> <u>権者</u> 」とは、都 道府県知事(市 の区域内にあっ ては、当該市の 長)をいう(都 市再開発法第7 条の4第1項)。				
			※2 「 <u>都府県知</u> <u>事</u> 」とは、都府 県知事(市の区 域内にあって は、当該市の長) をいう(大都市 地域住宅等供給 促進法第7条第 1項)。				
			※3 「 <u>都道府県</u> <u>知事等</u> 」とは、 都道府県知事 (市の区域内に あっては、当該 市の長)をいう (地方拠点都市 地域整備等促進 法第21条第1 項)。				

改 正 後					改 正 前				
⑳の2	<p>……措置法令第 39条の5第26項</p> <p>……措置法令第 39条の5第27項</p> <p>……</p>				⑳の2	<p>……措置法令第 39条の5第28項</p> <p>……措置法令第 39条の5第29項</p> <p>……</p>			
㉓	<p>(イ) ……</p> <p>(ロ) ……</p> <p>A ……</p> <p>……措置法 令第39条の 5第31項各 号……</p> <p>B ……</p>				㉓	<p>(イ) ……</p> <p>(ロ) ……</p> <p>A ……</p> <p>……措置法 令第39条の 5第33項各 号……</p> <p>B ……</p>			

三十一 第 65 条の 5 (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後					改 正 前				
(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)					(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表)				
65 の 5-2					65 の 5-2				
別表 4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表					別表 4 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑦	…… <u>森林経営計 画 (同条第 5 項 第 2 号ロ……森 林法施行規則第 13 条第 2 項第 2 号……森林法第 11 条第 5 項…… 同法第 19 条…… 認定を受けた、 ……</u>	⑦	…… <u>森林施業計 画 (同条第 4 項 第 2 号ロ……森 林法施行規則第 13 条第 2 項第 3 号ハ……森林法 第 11 条第 4 項… …森林法第 19 条 ……認定を受 けた旨……</u>